

議第一百一号

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例及び岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一二十五の項第一号中「第四章の二」を「第五章」に改める。

(岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「施設の区分に応じ、」を「ものとし、それぞれ」に改め、同条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

提 案 説 明

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。